

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和5年4月7日	郡東エクスプレス株式会社 (法人番号6380001020672) 代表者荻原善光	福島県郡山市日和 田町高倉字荒田23	新潟営業所	新潟県北蒲原郡聖 籠町東港7丁目 5525-13	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和4年9月21日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1～3項)(3)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(5)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1～3項)	3	3
一般貨物	令和5年4月17日	有限会社パール運輸(法人 番号 5230002002818)代 表者三澤武司	富山県富山市手屋3 丁目12-50	本社営業所	富山県富山市手屋 3丁目12-50	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和4年12月22日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1～2項)(3)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(6)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1～3項)(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	4	4
一般貨物	令和5年4月20日	長門運輸株式会社(法人番 号6100002016061)代表者 齋藤裕	長野県上田市塩川 2500番地53	松本営業所	長野県松本市波田 9174-1	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和3年12月17日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)1箇月の拘束時間に関する違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の記録改ざん・不実記載(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(5)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)(8)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)(9)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)	11	11

一般貨物	令和5年4月25日	KOYOエクスプレス株式会社(法人番号1120101052324)代表者樋井利恵	大阪府羽曳野市高鷲6丁目14番14号	富山営業所	富山県射水市片口335番1サイネリアK-1 105号	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第3項、法第17条第1項及び同条第4項	令和4年7月7日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画変更前届出違反(各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反)(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第6条第1項第1号)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1～2項)(4)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1～3項)(5)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)	5	5
一般貨物	令和5年4月26日	有限会社津南運輸商事(法人番号5110002025665)代表者樋口良造	新潟県中魚沼郡津南町大字外丸丁1444-3	本社営業所	新潟県中魚沼郡津南町大字外丸丁1444-3	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和4年12月15日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)(3)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)(4)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1～3項)(6)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(7)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(9)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。